

SOS ニュース

< 職場のトラブルとメンタルヘルス >

「メンタルヘルス検診、拒むと？」

労働契約法は、企業は社員の安全に配慮する義務を負うと定めている。社員のプライバシーに十分配慮しながら、医師の診断や治療を受けさせなければならない。社員も自分の健康を保つよう務める義務がある。こうした関係から、企業が健康を管理するためにメンタルヘルス検査を受けるように指示すれば、社員は拒めないと一般に考えられている。政府もメンタルヘルス対策を強化するため、検診を法律で明確に義務付ける方針だ。今回の衆院解散で廃案となったが、労働安全衛生法改正案では医師や保健師による社員のメンタルチェックの実施を企業に義務付け、社員も検査を受けなければならないとする内容を盛り込んでいた。但し、厚生労働省によると、企業が検査を実施しなかったり、社員が受診を拒んだりしても罰則はない。法改正で検査がどの程度機能するか不透明な面もあるが、方向性としては、働く人の心の健康を守る為に、罰則はないが義務化に向けた動きが進みつつある。